

○山口ふれあい館の利用料金の減免等を定める規則

平成30年3月31日

規則第42号

山口ふれあい館設置及び管理条例施行規則（平成22年山口市規則第89号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、山口ふれあい館（以下「館」という。）の利用料金の減免及び還付の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用料金の減免）

第2条 山口ふれあい館設置及び管理条例（平成17年山口市条例第73号。以下「条例」という。）第15条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

（1） 市若しくは指定管理者が主催して行う行事又はこれに相当する共催行事で、条例第3条に定める事業に利用しようとするとき 免除

（2） 市が後援して行う行事又はこれに相当する共催行事で、条例第3条に定める事業に利用するとき 条例別表第1又は別表第2に定める利用料金の5割の額

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものに利用するとき 減額又は免除

2 利用者は、利用料金の減額又は免除を受けようとするときは、山口ふれあい館利用料金減免申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、館の利用料金の減額又は免除を決定したときは、山口ふれあい館利用料金減免通知書（様式第2号）により利用者に通知するもの

とする。

(利用料金の還付)

第3条 条例第16条ただし書の規定により既納の利用料金を還付することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 館の管理上の都合又は公用により利用の許可を取り消したとき。

(2) 館が災害その他利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により還付する額は、既納の利用料金の全額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の山口ふれあい館設置及び管理条例施行規則（平成22年山口市規則第89号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

山口ふれあい館利用料金減免申請書

申請日 年 月 日

(宛先)山口ふれあい館指定管理者

申請者 住所
団体名
代表者
連絡先 () ー

次のとおり利用料金の減額又は免除を受けたいので申請します。

		交付番号		第 号	
利用期間		年 月 日(曜)	時 分	年 月 日(曜)	時 分
利用する施設(部屋)名		<input type="checkbox"/> 創作室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ			
申請の理由		山口ふれあい館の利用料金の減免等を定める規則 第2条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号該当 <input type="checkbox"/> 第2号該当 <input type="checkbox"/> 第3号該当			
通知書送付先(申請者と異なる場合記入)		住所 氏名	電話 () ー		
備考					
利用料金	規定の額	基本利用料金 円	冷暖房利用 料金 円	施設器具 利用料金 円	小計 円
	減免額	山口ふれあい館の利用料金の減免等を定める規則 第2条第1項 第1号該当・第2号該当・第3号該当・該当無し			円
	合計額	(①-②)			円
利用の条件					

- 注 1 太枠内は、記入しないこと。
2 ボールペンで丁寧に記入すること。

様式第2号(第2条関係)

山口ふれあい館利用料金減免通知書

申請日 年 月 日

申請者 住 所
団体名
代表者
連絡先 () ー

		交付番号				第	号
利用期間		年 月 日(曜)	時 分から	年 月 日(曜)	時 分まで		
利用する施設(部屋)名		<input type="checkbox"/> 創作室	<input type="checkbox"/> 会議室	<input type="checkbox"/> 多目的スタジオ			
申請の理由		山口ふれあい館の利用料金の減免等を定める規則 第2条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号該当 <input type="checkbox"/> 第2号該当 <input type="checkbox"/> 第3号該当					
備考							
利用料金	規定の額	基本利用料金 円	冷暖房利用 料金 円	施設器具 利用料金 円		小計	円
	減免額	山口ふれあい館の利用料金の減免等を定める規則 第2条第1項 第1号該当・第2号該当・第3号該当・該当無し				②	円
	合計額	①-②					円

上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

山口ふれあい館指定管理者 ㊟